

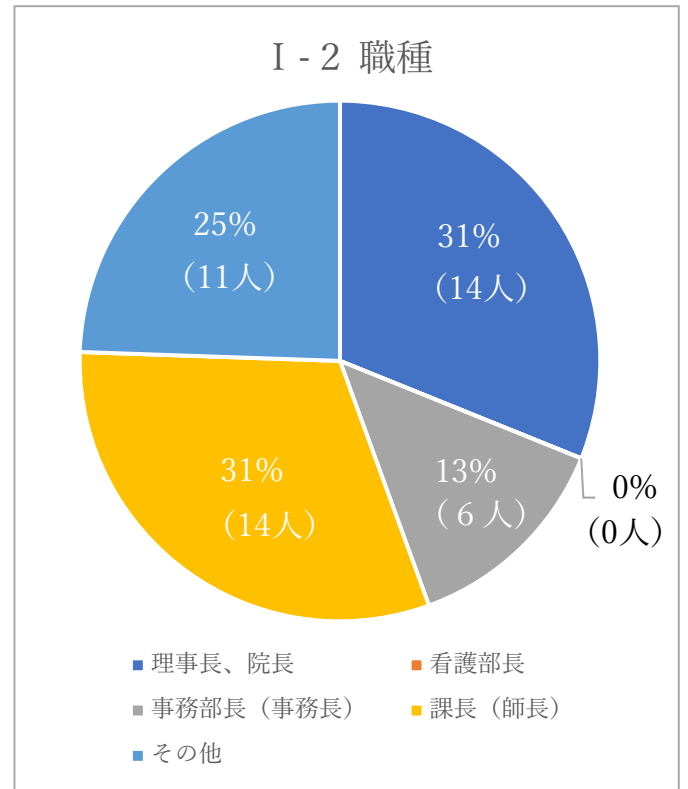
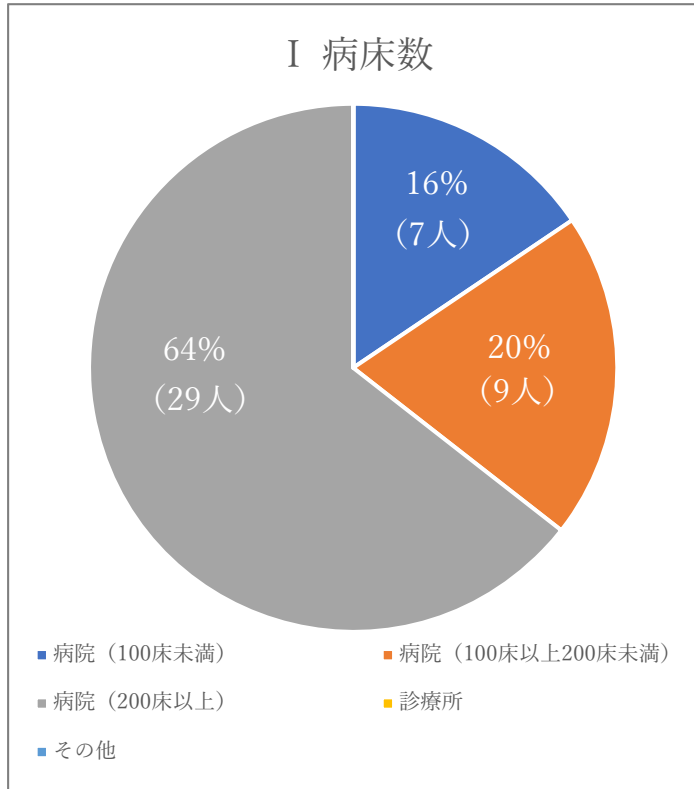
令和2年度第3回大阪府医療勤務環境改善支援センター研修会アンケート結果

実施日：令和3年3月26日（金）

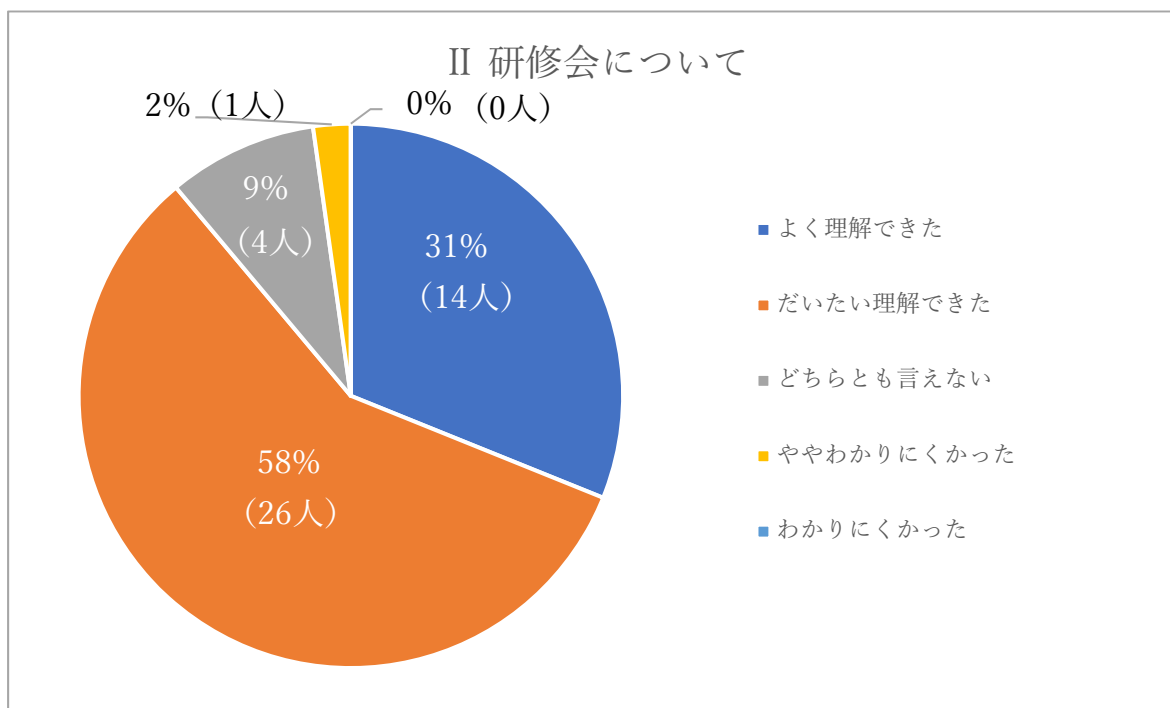
参加申込者数：175名（当日閲覧アクセス数206件）

アンケート回答者数：45名 回答率：25.7%

I. あなたの所属について、お伺いします。



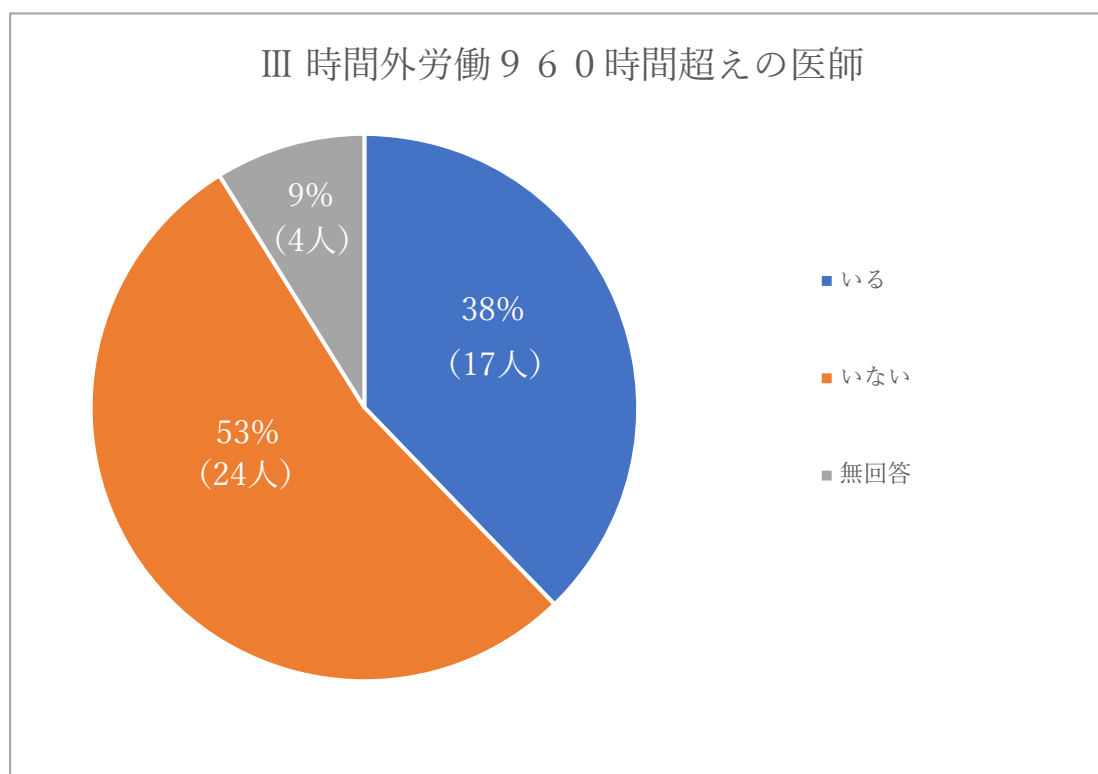
II. 本日の研修について、お伺いします。



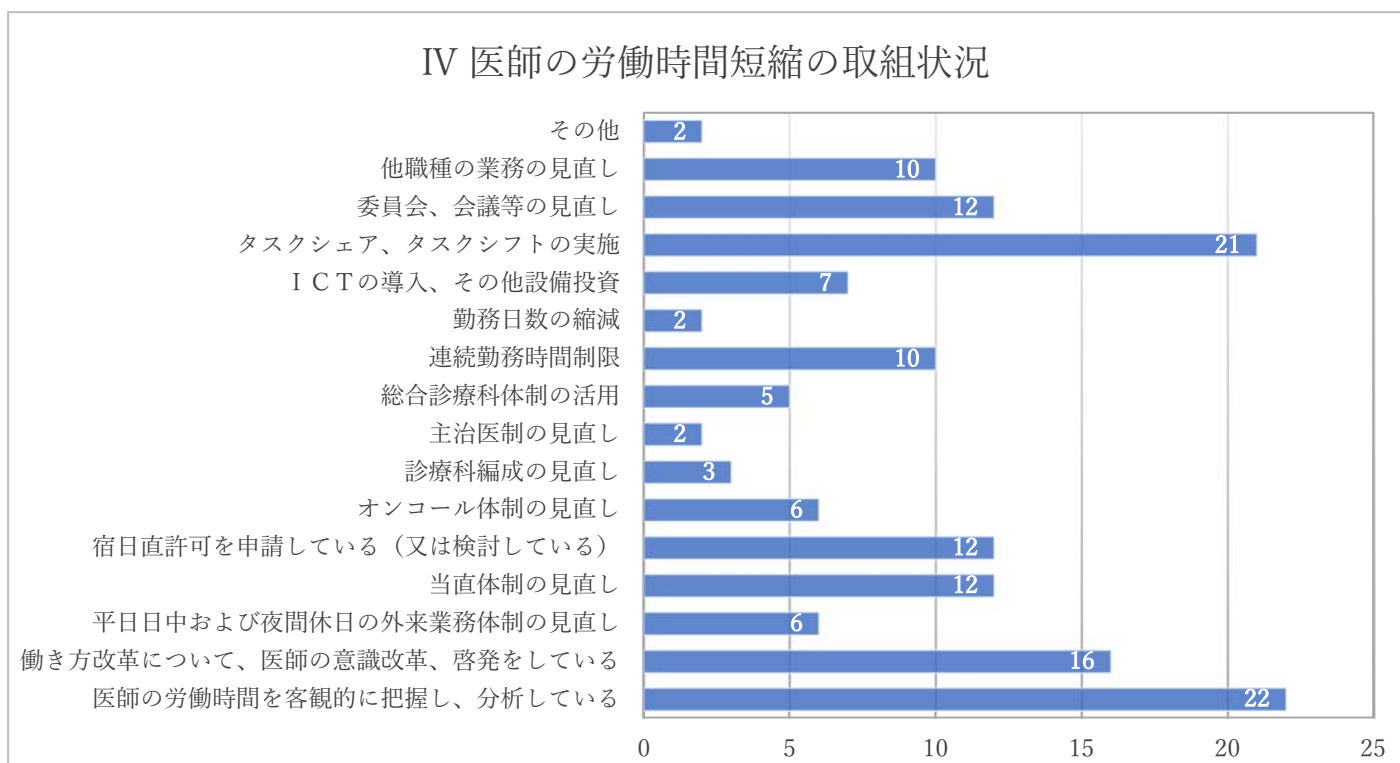
II-1. 本日の研修はわかりやすい内容でしたか。(その理由)

よく理解できた	14	<ul style="list-style-type: none"> ・資料もわかりやすく、研修時間（長さ）も適当であったのであったので ・行政通達解釈をわかりやすく対応してもらえていたから ・具体的な事例があり参考になりました ・制度概要・取り組み共よくわかる内容でした ・対策内容などが具体的であった
だいたい理解できた	26	<ul style="list-style-type: none"> ・画像と音声の間にギャップがあり理解が妨げられた ・B水準は宿日直許可されないと認識していたが、馬場先生の説明でその思い込みを払しょくすることが出来た ・演者が具体的な取組について自院の例を踏まえて提示して頂きイメージが出来た ・講師がお上手でした ・LIVE でなかったのも ・慢性期病院ということもあり医師の時間外労働はほとんどない状態ですが、医療機関が取り組まないといけない事項について ・医療機関が取り組まないといけない事柄についてわかりやすいご講義ありがとうございました
どちらとも言えない	4	
ややわかりにくかった	1	<ul style="list-style-type: none"> ・解説とスライドが合っていないことが多く、理解しにくかった（スライドがかなり遅れて切り替わっている）
わかりにくかった」	0	

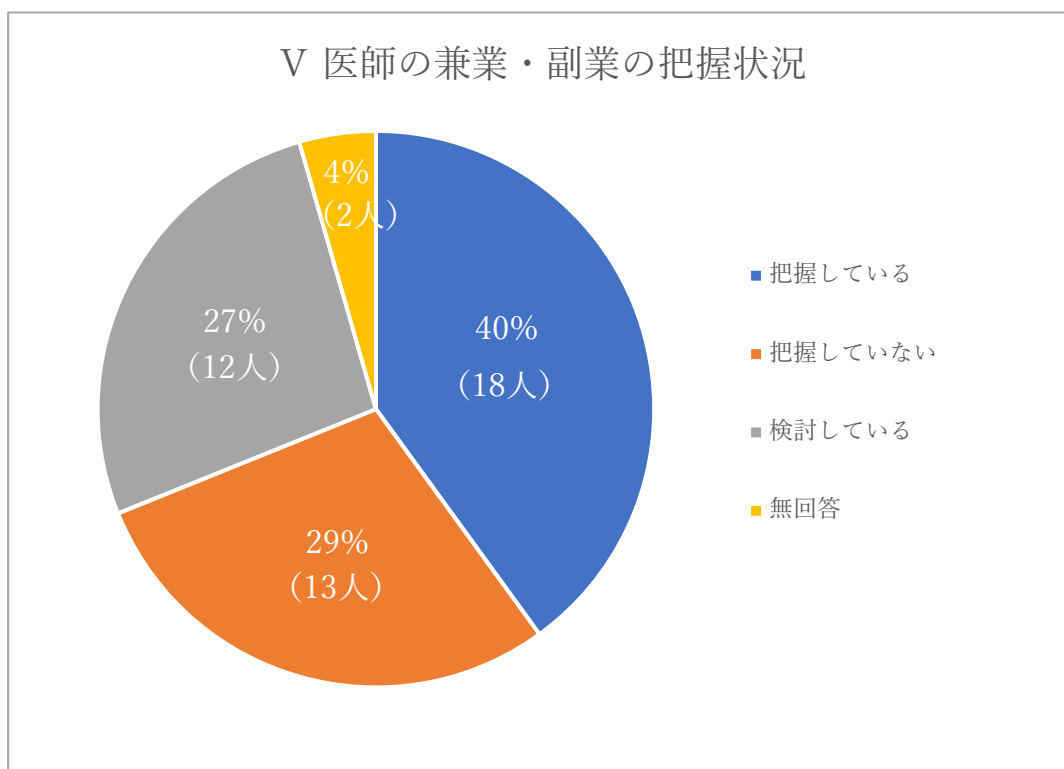
III. 貴施設における、時間外労働（休日労働含む）が年間 960 時間を超えている医師がいますか。



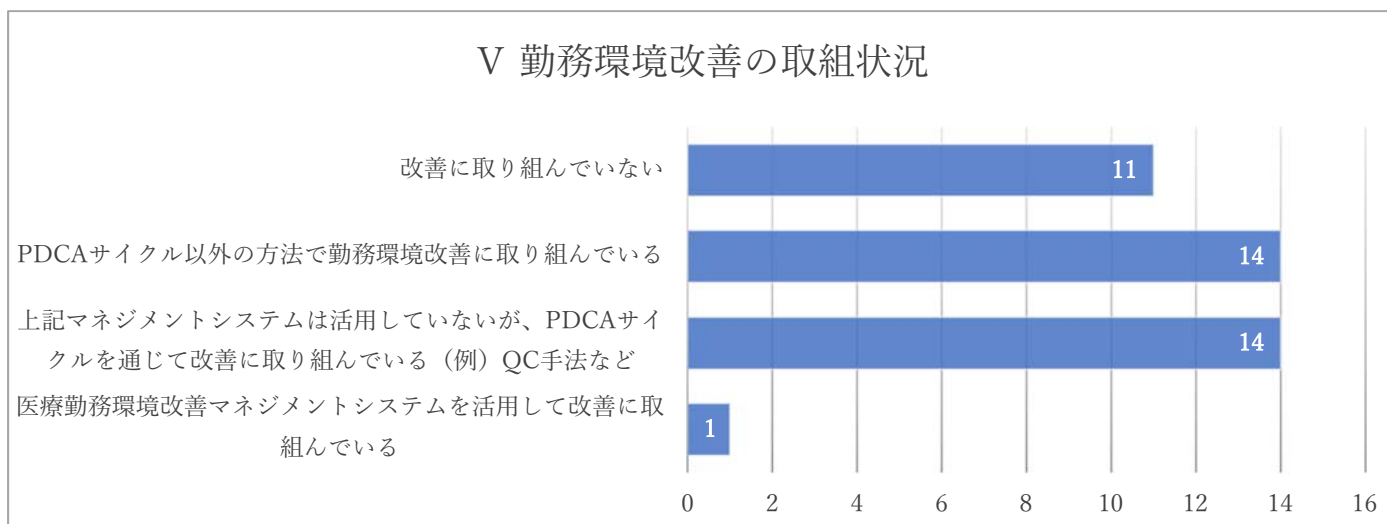
IV. 医師の労働時間短縮について貴院における取組状況をお伺いします。(複数回答可)



V. 貴施設における、医師の兼業・副業(アルバイト等)の状況を把握していますか。



VI. 貴施設の勤務環境の改善取組についてお伺いします。(複数回答可)



VI. 今回の研修会の内容に関するご質問等

【ご質問等】

今後も、医師の働き方改革に関する研修（他病院の事例等）をお願いいたします。

（勤改センターより）

貴重なご意見ありがとうございます。今後研修を行うにあたって参考にさせていただきます。

【ご質問等】

年間労働時間の件ですが、前年実績を出す際、いつが始期になるのか。1年間なのか。

（勤改センターより）

医師労働時間短縮計画における年間労働時間の前年度実績については、直近の36協定期間の1年間の実績をご記載ください。

【ご質問等】

現状宿日直許可も得ず、宿日直勤務形態で給与は当直科名目で手当のみ支給している医療機関が、今後宿日直申請を行うも、それが認められなかった場合、今までの宿日直としていた時間は未払い残業として遡及支給しなければならないことになるのではないかと考えてしまうのですが見解はいかがでしょうか？

（勤改センターより）

宿日直許可がされた場合であっても過去の未払い賃金が解消されるものではありません。

宿日直許可をとらず放置している状態であれば、今後も未払い賃金の状態が続くことになるため、再度現状を改善し宿日直許可申請を速やかに行うのが良いでしょう。

【ご質問等】

①病院として、馬場記念病院のように病院挙げて取り組んでいるという現状ではなく切迫感がないのではないかと思います。できれば、来年度に向けて、取り組み方を具体的に相談できペースメイキングしていただける企画は無いのでしょうか

②私立の病院と公的、公立病院とは取り組み方が違うのではないかと思います。後者の病院で進んで取り組まれている事例等もおしえていただければと思います。

(勤改センターより)

①訪問等により医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入による勤務環境改善の促進に向けた支援を行っていますので、是非当センターをご活用ください。

②貴重なご意見ありがとうございます。今後の研修等の参考にさせていただきます。また、医療機関における勤務環境改善の取組については、「いきいき働く医療機関サポート web」にも掲載していますので、是非ご活用ください

(<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>)

【ご質問等】

宿日直許可の申請について、もっと積極的に監督署に対して申し出たらよいことを教えていただきました。ありがとうございました。

医師の勤務時間の把握について、とても踏み込んだことを実践されていることを知り、見習わなければならないと思いました。

(勤改センターより)

貴重なご意見ありがとうございます。

【ご質問等】

時間外手当の適正支給については、従前より、当法人で取り入れている年俸制（一部手当を包括している）賃金制度から、人事院勧告等を土台とした賃金制度（基準内賃金に基づく時間外手当支給）に変更する必要性を感じています。どのように取り組めば良いかポイントを教示ください。

(勤改センターより)

就業規則の賃金規定に基づき基本給部分と各手当を明確にする必要があるかと思われませんが、この文面だけでは詳しいことがわかりかねますので、当センターまでご連絡ください。